

福井県報

号外第 66 号
令和 5 年
5 月 22 日(月)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

訓令

- ※副部長の掌理する事務を定める規程(一七・人事課)……………一
- 辞令の特例に関する訓令(一八・同)……………二
- 教育委員会訓令
- 辞令の特例に関する訓令(五・教育政策課)……………三

訓令

福井県訓令第 17 号

庁中一般

副部長の掌理する事務を定める規程を次のように定める。

令和 5 年 5 月 22 日

福井県知事 杉本 達治

副部長の掌理する事務を定める規程

福井県行政組織規則(昭和 39 年福井県規則第 21 号)第 202 条第 1 項に規定する副部長のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。

部	補職名	掌理する事務
総務部	副部長	1 総務部政策推進グループの所管に属する事務 2 前号に掲げるもののほか、総務部内の複数の課に関連する事務
未来創造部	副部長	1 未来創造部の所管に属する事務のうち、副部長(新幹線建設推進)の掌理する事務以外のもの 2 前号に掲げるもののほか、未来創造部内の複数の課に関連する事務
防災安全部	副部長(新幹線建設推進)	新幹線建設推進課の所管に属する事務
	副部長	1 防災安全部政策推進グループの所管に属する事務 2 防災安全部の所管に属する事務のうち、副部長(県民安全)、副部長(危機管理)、副部長(防災)または副部長(原子力安全対策)の掌理する事務以外のもの 3 前 2 号に掲げるもののほか、防災安全部内の複数の課に関連する事務
	副部長(県民安全)	県民安全課の所管に属する事務
	副部長(危機管理)	危機管理課の所管に属する事務
	副部長(防災)	防災安全部の所管に属する防災に係る技術に関する事務
	副部長(原子力安全対策)	原子力安全対策課の所管に属する技術に関する事務
交流文化部	副部長	1 交流文化部政策推進グループの所管に属する事務 2 交流文化部の所管に属する事務のうち、副部長(魅力創造)または副部長(観光地域づくり)の掌理する事務以外のもの 3 前 2 号に掲げるもののほか、交流文化部内の複数の課に関連する事務
	副部長(魅力創造)	魅力創造課の所管に属する事務
	副部長(観光地域づくり)	交流文化部の所管に属する観光地域づくりに関する事務
エネ	副部長	1 エネルギー環境部政策推進グループの所管に属する事務

ルギー環境部	副部長(循環社会推進)	2 エネルギー環境部の所管に属する事務のうち、副部長(循環社会推進)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、エネルギー環境部内の複数の課に関連する事務
健康福祉部	副部長	1 健康福祉部政策推進グループの所管に属する事務 2 健康福祉部の所管に属する事務のうち、副部長(感染拡大防止)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、健康福祉部内の複数の課に関連する事務
産業労働部	副部長(感染拡大防止)	健康福祉部の所管に属する感染拡大防止に関する事務
	副部長	1 産業労働部政策推進グループの所管に属する事務 2 産業労働部の所管に属する事務のうち、副部長(経営改革)、副部長(労働政策)、副部長(工業技術)または副部長(公営企業)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、産業労働部内の複数の課に関連する事務
	副部長(経営改革)	経営改革課の所管に属する事務
	副部長(労働政策)	労働政策課の所管に属する事務
	副部長(工業技術)	工業技術センターの所管に属する技術に関する事務
	副部長(公営企業)	公営企業課の所管に属する技術に関する事務
農林水産部	副部長	1 農林水産部政策推進グループの所管に属する事務 2 農林水産部の所管に属する事務のうち、副部長(技術)、副部長(農村振興・防災)または副部長(水産)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、農林水産部内の複数の課に関連する事務
	副部長(技術)	農林水産部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長(農村振興・防災)または副部長(水産)の掌理する事務以外のもの
	副部長(農村振興・防災)	農村振興課の所管に属する技術に関する事務および農林水産部の所管に属する防災に関する事務
	副部長(水産)	水産試験場の所管に属する技術に関する事務
土木部	副部長	1 土木部政策推進グループの所管に属する事務 2 土木部の所管に属する事務のうち、副部長(技術)、副部長(防災・特定事業)または副部長(建築)の掌理する事務以外のもの 3 前2号に掲げるもののほか、土木部内の複数の課に関連する事務
	副部長(技術)	土木部の所管に属する技術に関する事務のうち、副部長(防災・特定事業)または副部長(建築)の掌理する事務以外のもの
	副部長(防災・特定事業)	土木部の所管に属する防災および特定事業に関する事務

副部長(建築) | 建築住宅課の所管に属する技術に関する事務

附 則

- この訓令は、令和5年5月22日から施行する。
- 副部長の掌理する事務を定める規程(令和4年福井県訓令第7号)は、廃止する。

福井県訓令第18号

庁中一般
各出先機関
労働委員会事務局

辞令の特例に関する訓令を次のように定める。

令和5年5月22日

福井県知事 杉本 達治

- この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職にある者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職を発令したものとみなす。

地域戦略部市町協働課参事(小浜市派遣)	総務部市町協働課参事(小浜市派遣)
地域戦略部市町協働課参事(あわら市派遣)	総務部市町協働課参事(あわら市派遣)
地域戦略部市町協働課長補佐(大野市派遣)	総務部市町協働課長補佐(大野市派遣)
地域戦略部市町協働課長補佐(南越前町派遣)	総務部市町協働課長補佐(南越前町派遣)
地域戦略部未来戦略課長	未来創造部未来戦略課長
地域戦略部未来戦略課政策参事	未来創造部未来戦略課政策参事
地域戦略部未来戦略課参事(広域連携)	未来創造部未来戦略課参事(広域連携)
地域戦略部未来戦略課参事(政策協働)	未来創造部未来戦略課参事(政策協働)
地域戦略部DX推進課長補佐	未来創造部DX推進課長補佐
地域戦略部統計調査課長補佐	未来創造部統計調査課長補佐
安全環境部県民安全課参事(県民安全)	防災安全部県民安全課参事(県民安全)
安全環境部県民安全課長補佐	防災安全部県民安全課長補佐
安全環境部県民安全課総括主任	防災安全部県民安全課総括主任
安全環境部原子力安全対策課長	防災安全部原子力安全対策課長

安全環境部原子力安全対策課参事(安全対策)	防災安全部原子力安全対策課参事(安全対策)
安全環境部原子力安全対策課参事(鳥取県派遣)	防災安全部原子力安全対策課参事(鳥取県派遣)
安全環境部原子力安全対策課長補佐	防災安全部原子力安全対策課長補佐
交流文化部プラント課長補佐	交流文化部魅力創造課長補佐
安全環境部環境政策課参事(環境管理審査)	エネルギー環境部環境政策課参事(環境管理審査)
安全環境部環境政策課総括主任	エネルギー環境部環境政策課総括主任
安全環境部循環社会推進課参事(産業廃棄物)	エネルギー環境部循環社会推進課参事(産業廃棄物)
安全環境部自然環境課参事(里山海湖)	エネルギー環境部自然環境課参事(里山海湖)
健康福祉部健康政策課長補佐	健康福祉部健康医療局健康政策課長補佐
健康福祉部健康政策課長補佐(国民健康保険団体連合会)	健康福祉部健康医療局健康政策課長補佐(国民健康保険団体連合会)
産業労働部創業・経営課長補佐	産業労働部経営改革課長補佐
産業労働部企業誘致課総括主任	産業労働部成長産業立地課総括主任

2 この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる所属の主任、企画主査、医長もしくは副医長を命ぜられている者または当該所属に勤務を命ぜられている者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる所属の主任、企画主査、医長もしくは副医長を命ぜられ、または当該所属に勤務を命ぜられたものとみなす。

地域戦略部市町協働課	総務部市町協働課
地域戦略部未来戦略課	未来創造部未来戦略課
地域戦略部DX推進課	未来創造部DX推進課
地域戦略部新幹線建設推進課	未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線建設推進課
地域戦略部地域鉄道課	未来創造部新幹線・交通まちづくり局地域鉄道課

地域戦略部交通まちづくり課	未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課
地域戦略部統計調査課	未来創造部統計調査課
安全環境部県民安全課	防災安全部県民安全課
安全環境部原子力安全対策課	防災安全部原子力安全対策課
交流文化部プラント課	交流文化部魅力創造課
地域戦略部電源地域振興課	エネルギー環境部エネルギー課
安全環境部環境政策課	エネルギー環境部環境政策課
安全環境部循環社会推進課	エネルギー環境部循環社会推進課
安全環境部自然環境課	エネルギー環境部自然環境課
健康福祉部健康政策課	健康福祉部健康医療局健康政策課
健康福祉部地域医療課	健康福祉部健康医療局地域医療課
健康福祉部保健予防課	健康福祉部健康医療局保健予防課
健康福祉部医薬食品・衛生課	健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課
産業労働部創業・経営課	産業労働部経営改革課
産業労働部企業誘致課	産業労働部成長産業立地課
産業労働部産業政策課	産業労働部商業・市場開拓課

附 則
この訓令は、令和5年5月22日から施行する。

教育委員会訓令

福井県教育委員会訓令第5号

庁中一般
各出先機関
各教育機関

辞令の特例に関する訓令を次のように定める。

令和5年5月22日

福井県教育委員会

この訓令の施行の際現に次の表の左欄に掲げる職にある者について特に発令がないときは、それぞれ同表の右欄に掲げる職を発令したものとみなす。

教育庁高校教育課参事(授業力向上)

教育庁高校教育課参事(教科・生徒支援)

附 則

この訓令は、令和5年5月22日から施行する。

令和五年五月二十二日発

行

発行人

〒九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県